

「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」 に基づく一般事業主行動計画について

株式会社テックササキは「次世代育成支援対策推進法」及び「女性活躍推進法」に基づき、一般事業主行動計画を公表します。

「次世代育成支援対策法」とは

急速な少子化が進行している中、次世代の社会を担う子供が健やかに生まれ、安心安全な環境で育っていけるよう環境を整備するために国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにするために施行されています。

「女性活躍推進法」とは

職業生活において女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間の事業主（一般事業主）それぞれの女性活躍推進に関する責務等を定められています。雇用している、または雇用しようとする女性労働者に対する活躍の推進に関する取組を実施するよう努めることとされています。

【次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画】

全ての社員が仕事と家庭生活を調和させることができ、その能力を十分に発揮できるようにするため、以下の行動計画を策定します。

1. 計画期間

2021年12月19日～2026年12月18日

2. 内容

【目標 1】

育児・介護休業法、雇用保険法、労働基準法に基づく育児・介護休業、育児休業給付、産前産後休業等、諸制度（給付内容、休業内容）の周知

【方策】

- ・イントラネットや社内報、個別説明等による周知

【目標 2】

所定外労働時間削減のための措置

【方策】

- ・所定外労働時間一覧を毎月配信、注意喚起
- ・週1回以上のノー残業デーの実施

【目標 3】

年次有給休暇取得促進のための措置

【方策】

- ・有給休暇取得状況一覧（取得日数・残日数等）を毎月配信
- ・有給休暇計画的取得制度による取得率向上

【女性活躍推進法に基づく行動計画】

女性が就業を継続し、活躍できる職場環境を作るため、以下の行動計画を策定します。

1. 計画期間

2021年12月19日～2026年12月18日

2. 内容

【目標】

会社全体における女性社員の割合を8%以上とする

【方策】

- ・職場環境の男女格差を改善、定着率向上
- ・女性比率の低い営業職、技術職の採用